

## 理事会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪自然環境保全協会定款第6章に基づき、理事会の運営について定めたものである。

### (理事会の開催)

第2条 (1) 定例理事会は原則として毎月最終金曜日に開催する。また、必要と認められた場合、臨時理事会も開催する。

(2) 会員は原則としてだれでも理事会を傍聴することができる。

傍聴希望者は、事前に事務局に申し込みをし、承認を受けるものとする。

(3) 傍聴者は、理事会に発言を認められた場合のみ発言をすることができる。審議に加わることはできない。

(4) 理事会は原則として会員に公開するが、人権保護などの理由から、その関係課題について非公開とする場合がある。

(5) 理事会の開催予告、傍聴申し込み要領などをホームページに告知する。

(6) オンラインによる理事会も対面形式と同様に有効とする。ただし、会議に先立って、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いに可能で、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができることを確認する。

第3条 監事は、理事会、理事の事業執行を監査するため、理事会に出席する義務がある。

監事が理事会に欠席の場合、事務局は理事会終了後、監事に速やかに理事会報告を行い、その議事録に監事に報告を行った旨を付記する。

なお、監事への連絡、報告などは紙の書面もしくは電磁的方法で行う。

### (議案の整理)

第4条 理事会の議案等の整理は総務部会が行い、できるだけ理事会の4日前までに理事会に提出する。理事等からの提案もできるだけ同日までに提出する。

### (理事の出欠)

第5条 (1) 理事の出席は、委任できない。

(2) 理事会を欠席するときは必ず事前に連絡する。

第6条 理事会の司会・書記は理事の輪番とする(会長、副会長、事務局長は除く。議長は会長とし、会長欠席の場合は副会長とする)。

当番が欠席の場合は、それぞれ次の当番の理事が担当する。

第7条 (1) 理事会の開始は、定足数に達してからとする。

(2) 理事の出席は、決議事項の審議開始までに着席した場合とする。

決議事項が開始してからの出席は欠席扱いとする。

(審議)

第8条 事後承認は極力避ける。ただし、理事会までに先決決議すべき事項は、会長、副会長、関係する部長、事務局長の了承を得て、理事会で事後承認することができる。

先決決議は実務上、理事会メーリングリストで案件を提案して、監事を含めての承認を得る。

第9条 提案者は必ず理事会に出席して説明することとし、代理出席も可能とする。提案者（代理も含め）欠席のため内容不明の場合、審議保留、継続審議とすることがある。

第10条 議事録案は書記と事務局で作成し、理事会終了後2週間以内に出席者へ提示し、同3週間以内に出席者の確認を得た上で、遅くとも次の理事会に事務局が提出し、理事会の承認を受ける。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(附則)

この規程は、平成4年8月26日より施行する。

令和6年1月31日改訂

以 上